

審 査 基 準

令和元年6月26日作成

法 令 名 :	古物営業法施行規則
根 拠 条 項 :	第23条
処 分 の 概 要 :	盗品売買等防止団体の承認
原権者(委任先) :	青森県公安委員会
法 令 の 定 め :	古物営業法施行規則第22条 (盗品売買等防止団体に係る承認の申請)
審 査 基 準 :	盗品売買等防止団体の承認の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間 :	30日
申 請 先 :	生活安全部生活安全企画課営業・危険物係
問 い 合 わ せ 先 :	生活安全部生活安全企画課営業・危険物係 (017-723-4211)
備 考 :	